

発電所の運転・建設および廃止措置状況の概要

(令和8年1月20日～3月30日)

令和8年3月30日
福井県防災安全部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付-1]

今期間は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所2号機：第18回定期検査（平成23年8月29日～）
- ・大飯発電所4号機：第21回定期検査（令和8年3月4日～）
- ・高浜発電所2号機：第29回定期検査（令和8年1月23日～）

2. 廃止措置状況の概要

- ・敦賀発電所1号機
建屋内廃棄物移送ルート等確保に伴う機器解体撤去作業を実施（令和6年10月1日～令和8年3月27日）
軽油貯蔵タンク他の解体撤去作業を実施（令和7年4月21日～令和8年1月30日）
- ・美浜発電所1、2号機
第7回定期事業者検査を実施（令和7年9月18日～令和8年2月17日）
タービン建屋内等の2次系設備、原子炉周辺設備の解体撤去作業を実施中
- ・大飯発電所1、2号機
タービン建屋内等の2次系設備の解体撤去作業を実施中
- ・高速増殖原型炉もんじゅ
第5回定期事業者検査を実施中（令和7年10月10日～）
原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中
水・蒸気系等発電設備、2次メンテナンス冷却系の解体撤去作業を実施中
- ・新型転換炉原型炉ふげん
第6回定期事業者検査を実施中（令和7年11月11日～）
原子炉建屋内、原子炉補助建屋内の機器等の解体撤去作業を実施中

3. 特記事項

(1) 使用済燃料対策ロードマップについて

県は、令和8年2月13日、関西電力の高島原子力事業本部長代理から、使用済燃料対策ロードマップの進捗状況について、2月12日に開催された国の使用済燃料対策推進協議会幹事会での国からの要請事項と併せて報告を受けた。六ヶ所再処理工場については、あと2回の審査会合で設工認の説明を終了するべく取り組んでおり、2026年度中の竣工目標に変更はない等の説明を受けた。

これに対し県からは、六ヶ所再処理工場について、設工認の確実な説明終了と2026年度中の竣工に向け、安全を最優先に全力で取り組むこと、使用済MOX燃料の再処理実証研究や中間貯蔵施設についても、ロードマップに従って使用済燃料を搬出できるよう、着実に進めること等を求めた。

その後、3月9日、27日に六ヶ所再処理工場の審査会合が開催され、日本原燃は、27日の審査会合において、見直した「説明の全体計画」を示した。

4. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象はなかった。

《添付資料》

1. 原子力発電所の運転および廃止措置状況

(p. 添付 1-1)

原子力発電所の運転および廃止措置状況

原子力安全対策課
令和8年3月30日現在

1. 運転中のプラント（設備容量 8基計 773.8万kW）

項目 発電所名		現状	利用率・稼働率（%）		発電電力量（億 kWh）	
			令和7年度	運開後累計	令和7年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	2号機	定期検査中 (H23.8.29~未定)	0.0	48.4	0.0	1,922.9
			0.0	48.5		
関西電力(株) 美浜発電所	3号機	運転中 (起動: R7.5.21、並列: R7.5.23 営業運転再開: R7.6.18)	87.3	56.8	57.7	2,023.9
			84.2	57.0		
関西電力(株) 大飯発電所	3号機	運転中 (起動: R7.8.14、並列: R7.8.16 営業運転再開: R7.9.10)	78.9	67.7	74.6	2,394.1
			77.2	67.2		
	4号機	定期検査中 (R8.3.4~ R8.6下旬予定)	102.8	72.2	97.2	2,469.5
関西電力(株) 高浜発電所	1号機	運転中 (起動: R7.11.30、並列: R7.12.2 営業運転再開: R7.12.26)	77.0	53.7	50.9	1,995.0
			73.9	54.0		
	2号機	定期検査中 (R8.1.23~ R8.7中旬予定)	93.1	54.3	61.6	1,976.3
			89.1	54.5		
3号機	運転中 (起動: R7.6.1、並列: R7.6.4 営業運転再開: R7.6.30)	84.4	71.5	58.8	2,241.5	
		80.6	70.2			
4号機	運転中 (起動: R7.10.16、並列: R7.10.19 営業運転再開: R7.11.13)	66.8	70.7	46.5	2,197.7	
合計			72.2	61.3	447.7	17,221.2
			71.0	60.7		

(注1) 利用率・稼働率・電力量は令和8年2月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

$$\text{(上段) 設備利用率} = \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

$$\text{(下段) 時間稼働率} = \frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

2. 各発電所の特記事項（令和8年1月20日～3月30日）

（1）運転中のプラント

発電所名	状況
美浜3号機	運転中（R7. 6.18～） ・原子炉起動（R7. 5.21 13:00）、並列（R7. 5.23 18:00）、営業運転開始（R7. 6.18 17:30） ・次回定期検査の予定（R8. 6月中旬）
大飯3号機	運転中（R7. 9.10～） ・原子炉起動（R7. 8.14 21:00）、並列（R7. 8.16 17:00）、営業運転開始（R7. 9.10 15:00） ・次回定期検査の予定（R8.10月上旬）
高浜1号機	運転中（R7.12.26～） ・原子炉起動（R7.11.30 13:00）、並列（R7.12. 2 17:00）、営業運転開始（R7.12.26 15:30） ・次回定期検査の予定（R8.12月中旬）
高浜3号機	運転中（R7. 6.30～） ・原子炉起動（R7. 6.1 20:00）、並列（R7. 6.4 17:00）、営業運転開始（R7. 6.30 15:10） ・次回定期検査の予定（R8. 4月上旬）
高浜4号機	運転中（R7.11.13～） ・原子炉起動（R7.10.16 20:00）、並列（R7.10.19 17:00）、営業運転開始（R7.11.13 17:10） ・次回定期検査の予定（R8.11月中旬）

（2）定期検査中のプラント

（再稼働プラント）

発電所名	状況
大飯4号機	第21回定期検査中（R8. 3. 4～R8. 6下旬） ・発電停止（R8. 3. 4 10:00）、原子炉停止（R8. 3. 4 12:21）
高浜2号機	第29回定期検査中（R8. 1.23～R8. 7中旬） ・発電停止（R8. 1.23 11:05）、原子炉停止（R8. 1.23 14:12）

（長期停止中のプラント）

発電所名	状況
敦賀2号機	第18回定期検査中（H23. 8.29～未定） ・発電停止（H23. 5. 7 17:00）、原子炉停止（H23. 5. 7 20:00）※ ※ 運転中の平成23年5月2日に1次冷却材中の放射能濃度が上昇し、その後監視強化をする中で燃料からの漏えいの疑いがあることから、5月7日に原子炉を停止 安全性向上対策工事（完了時期未定） （新規制基準への対応） 日本原子力発電㈱は、平成27年11月5日に原子力規制委員会に対して、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可申請を行ったが、同委員会は、令和6年11月13日に「基準に適合していると認められない」として、許可しないことを決定した。 日本原子力発電㈱は、再申請に向けて必要な追加調査を実施している。（R7. 9.16～）

(3) 廃止措置中のプラント

発電所名	状況
ふげん	廃止措置中 (H20. 2. 12 ~) ・原子炉建屋内機器等の解体撤去作業中 (R4. 12. 26 ~) ・原子炉補助建屋内機器等の解体撤去作業中 (R6. 8. 26 ~) 第6回定期事業者検査中 (R7. 11. 11 ~ R8. 4 下旬)
もんじゅ	廃止措置中 (H30. 3. 28 ~) ・原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中 (R5. 6. 2 ~) ・水・蒸気系等発電設備の解体撤去中 (R5. 7. 3 ~) ・2次メンテナンス冷却系の解体撤去中 (R7. 4. 14 ~) 第5回定期事業者検査中 (R7. 10. 10 ~ R8. 4 下旬)
敦賀1号機	廃止措置中 (H29. 4. 19 ~) ・建屋内廃棄物移送ルート等確保に伴う機器解体撤去作業 (R6. 10. 1 ~ R8. 3. 27) ・軽油貯蔵タンク他の解体撤去作業 (R7. 4. 21 ~ R8. 1. 30)
美浜1号機 美浜2号機	廃止措置中 (H29. 4. 19 ~) ・2次系設備の解体撤去作業中 (1号機 H30. 4. 2 ~ 、2号機 H30. 3. 12 ~) ・原子炉周辺設備の解体撤去作業中 (R4. 10. 24 ~) 第7回定期事業者検査 (R7. 9. 18 ~ R8. 2. 17)
大飯1号機 大飯2号機	廃止措置中 (R元. 12. 11 ~) ・2次系設備の解体撤去作業中 (R2. 4. 1 ~)

3. 原子力規制委員会への申請状況 (令和8年3月30日時点)

(1) 新規制基準適合性に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀2号機	保安規定変更認可	H27. 11. 5	-	-

(2) 高経年化制度に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
美浜3号機	長期施設管理計画認可 (50年目)	R7. 12. 24	-	-

4. 燃料輸送実績（令和8年1月20日～3月30日）

<新燃料輸送>

発電所名	概要
高浜3号機	新燃料集合体28体を三菱原子燃料株式会社より受入れ（3月4日）
高浜3号機	新燃料集合体28体を三菱原子燃料株式会社より受入れ（3月11日）

<使用済燃料輸送>

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（令和8年1月20日～3月30日）

発電所名	概要
高浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体1,376本（輸送容器172個）を搬出 (R8. 2.27 発電所出港)
美浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体704本（輸送容器88個）を搬出 (R8. 3. 3 発電所出港)
敦賀発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体1,440本（輸送容器180個）を搬出 (R8. 3.25 発電所出港)

新規制基準適合審査等に係る許認可の実績

1. 新規制基準適合性に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日	
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 5. 31, H28. 6. 23	H28. 10. 5	
		工事計画認可	H27. 11. 26	H28. 2. 29, H28. 5. 31, H28. 8. 26, H28. 10. 7	H28. 10. 26	
		保安規定変更認可	H27. 3. 17	R 1. 7. 31	R 2. 2. 27	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H28. 5. 18, H28. 11. 18, H29. 2. 3, H29. 4. 24	H29. 5. 24	
		工事計画認可	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※1}	H28. 12. 1, H29. 4. 26, H29. 6. 26, H29. 7. 18, H29. 8. 15	H29. 8. 25	
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H28. 12. 1, H29. 8. 25	H29. 9. 1	
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 1. 22, H28. 2. 10, H28. 4. 12	H28. 4. 20	
		工事計画認可	H27. 7. 3	H27. 11. 16, H28. 1. 22, H28. 2. 29, H28. 4. 27, H28. 5. 27	H28. 6. 10	
		保安規定変更認可	R 1. 7. 31	-	R 3. 2. 15	
	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H26. 10. 31, H26. 12. 1, H27. 1. 28	H27. 2. 12	
		工事計画認可	3号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 7. 16, H27. 7. 28	H27. 8. 4
			4号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 9. 29	H27. 10. 9
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H27. 6. 19, H27. 9. 29	H27. 10. 9	
1～4号機	原子炉設置変更許可 ^{※3}	R 1. 9. 26	R 2. 8. 20	R 2. 12. 2		
	工事計画認可 ^{※3}	R 2. 10. 16	-	R 3. 2. 8		

※1 H28. 12. 1の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※2 H27. 2. 2の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※3 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るもの。

特定重大事故等対処施設の設置^{※1}に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日	運用開始日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H30. 4. 20	R 2. 4. 1, R 2. 5. 22	R 2. 7. 8	R 4. 7. 28
		工事計画認可	R 2. 7. 10	R 3. 3. 24, R 3. 3. 31	R 3. 4. 6	
		保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24, R 4. 3. 24	R 4. 3. 25	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H31. 3. 8	R 1. 12. 26, R 2. 2. 5	R 2. 2. 26	3号機
		工事計画認可 ^{※2}	R 2. 3. 6	R 2. 4. 14, R 2. 12. 14	R 2. 12. 22	R 4. 12. 8
			R 2. 8. 26	R 3. 4. 30, R 3. 8. 13	R 3. 8. 24	4号機
保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24	R 4. 3. 24	R 4. 8. 10		
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H28. 12. 22	H29. 4. 26, H29. 12. 15	H30. 3. 7	1号機 R 5. 7. 14 2号機 R 5. 8. 31
		工事計画認可 ^{※2}	H30. 3. 8	H30. 10. 5, H31. 2. 19, H31. 3. 20, H31. 4. 9, H31. 4. 19	H31. 4. 25	
			H30. 11. 16	R 1. 5. 31, R 1. 8. 2, R 1. 8. 21	R 1. 9. 13	
			H31. 3. 15	R 1. 8. 2, R 1. 9. 27	R 1. 10. 24	
			R 1. 5. 31	R 1. 12. 25, R 2. 2. 13	R 2. 2. 20	
	保安規定変更認可	R 4. 5. 23	R 4. 12. 2	R 5. 1. 13		
3、4号機	原子炉設置変更許可	H26. 12. 25	H28. 6. 3, H28. 7. 12	H28. 9. 21	3号機	
	工事計画認可	H29. 4. 26	H30. 12. 21, H31. 4. 26, R 1. 7. 17, R 1. 7. 30	R 1. 8. 7	R 2. 12. 11	
	保安規定変更認可	R 2. 4. 17	R 2. 9. 8, R 2. 9. 17, R 2. 9. 28	R 2. 10. 7	4号機 R 3. 3. 25	

※1 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。

本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

※2 複数回に分割して申請。

2. 高経年化制度に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	長期施設管理計画認可（40年目）	R 6. 10. 15	R 7. 3. 21	R 7. 3. 27
大飯	3、4号機	長期施設管理計画認可（30年目）	R 5. 12. 21	R 6. 5. 31	R 6. 6. 26
高浜	1号機	長期施設管理計画認可（50年目）	R 6. 10. 24	R 7. 3. 21	R 7. 3. 27
	2号機	長期施設管理計画認可（40年目）	R 6. 7. 19	R 6. 12. 6	R 6. 12. 16
		長期施設管理計画変更認可（40年目）	R 7. 4. 21	R 7. 5. 14	R 7. 5. 20
		長期施設管理計画認可（50年目）	R 6. 12. 25	R 7. 2. 12, R 7. 10. 20	R 7. 11. 4
3、4号機	長期施設管理計画認可（40年目）	R 6. 8. 20	R 7. 1. 9	R 7. 1. 17	